

## つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条—第63条 (略)  (情報通信端末機の持込み等)	第1条—第63条 (略)  (情報通信端末機の持込み等)
第64条 委員は、情報通信端末機（議会が貸与するタブレット端末並びに議員の携帯電話及びパーソナルコンピュータに限る。）を、迅速かつ正確な情報の収集及び確認のため、委員会室内に持ち込み、会議に活用することができる。	第64条 委員は、情報通信端末機（議会が貸与するタブレット端末及び議員の携帯電話に限る。）を、迅速かつ正確な情報の収集及び確認のため、委員会室内に持ち込み、会議に活用することができる。
第65条 (以下略)	第65条 (以下略)